

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 7 日（月）
号外第 29 号

目 次

条例

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（同）
- 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（同）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（職員厚生課）
- 公文書の管理に関する条例（県政情報・文書課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（教育庁教職員課）
- 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部装備施設課）
- 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）
- 宮城県県税条例の一部を改正する条例（税務課）
- 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（同）
- 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例（管財課）
- クレー射撃場条例の一部を改正する条例（自然保護課）
- 青少年健全育成条例の一部を改正する条例（共同参画社会推進課）
- 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（社会福祉課）

次の条例をここに公布する。

令和7年7月7日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第	40	号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	41	号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	42	号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
宮城県条例第	43	号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	44	号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	45	号	公文書の管理に関する条例
宮城県条例第	46	号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
宮城県条例第	47	号	警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	48	号	公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	49	号	宮城県県税条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	50	号	離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	51	号	原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	52	号	特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	53	号	被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	54	号	県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	55	号	財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例
宮城県条例第	56	号	クレー射撃場条例の一部を改正する条例

宮城県条例第 57 号 青少年健全育成条例の一部を改正する条例
宮城県条例第 58 号 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和４年宮城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則<u>第９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則<u>第９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）であって改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時	附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則<u>第９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を改正法附則<u>第９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）であって改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時

間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条第8項に規定する法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。

間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第4条第8項に規定する法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（令和４年宮城県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号） 附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号） 附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(部分休業をすることができない職員) 第19条 [略] (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1</u>	(部分休業をすることができない職員) 第19条 [略] (1) [略] (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第20条 部分休業の承認は、<u>職員勤務時間条例第10条第1項又は学校職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間</u>

号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は職員勤務時間条例第18条若しくは学校職員勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための任命権者が定める休暇又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病若しくは老齢により任命権者が定め

（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 生後満1年6箇月に満たない生児を育てるための職員勤務時間条例第16条若しくは学校職員勤務時間条例第14条の規定に基づく特別休暇又は職員勤務時間条例第18条若しくは学校職員勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が生後満1年に満たない生児を育てるための任命権者が定める休暇又は配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病若しくは老齢により任命権者が定める期間に

る期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この条において「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があつ

わたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするための任命権者が定める休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

たとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を
基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定め
る時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職
員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務
時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居

したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第22条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業に係る給与の減額）

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

（部分休業に係る給与の減額）

第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮城県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条 <u>第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 により採用された職員は、改正後の職員の育児休業等に関する 条例第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員と みなす。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条 <u>第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 により採用された職員は、改正後の職員の育児休業等に関する 条例第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員と みなす。

第3条 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号） 附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条 第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 により採用された職員は、改正後の職員の育児休業等に関する 条例第19条第２号に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>と みなす。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号） 附則第６条第１項又は第２項（これらの規定を同法附則第９条 第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定 により採用された職員は、改正後の職員の育児休業等に関する 条例第19条第２号に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>と みなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日か

ら令和 8 年 3 月 31 日までの間における同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第 1 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 [略] 2・3 [略] 4 [略] (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則	（週休日及び勤務時間の割振り） 第3条 [略] 2・3 [略] 4 [略] (1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則

で定める者を含む。第10条の2第1項及び第2項、第10条の3第1項から第3項まで並びに第19条の2第2項において同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の3第1項において同じ。)の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) [略]

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する措置等)

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮城県条例第12号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置

で定める者を含む。第10条の2第1項及び第2項並びに第10条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の2第1項において同じ。)の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) [略]

（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を

確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第19条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第19条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措

2 [略] <u>第19条の4</u> [略]	置を講じなければならない。 2 [略] <u>第19条の3</u> [略]
---	--

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(週休日及び勤務時間の<u>割振り</u>等) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日（<u>第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に	(週休日及び勤務時間の<u>割振り</u>) 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務職員等の育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日設けることができる。

2 [略]

- 3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条又は第8条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

2 [略]

- 3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び次条又は第8条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項若しくは第3項又は前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更

で定める者を含む。第10条の2第1項及び第2項、第10条の3第1項から第3項まで並びに第19条の2第2項において同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第17条第1項及び第19条の3第1項において同じ。）の介護をする職員であって、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日

して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第9条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第3条第2項、第4条第1項又は第5条第1項の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第2条又は前条第1項の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

第9条 船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものの勤務時間については、当該職員が、第3条第2項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた時間以外の時間に人命を救助するため緊急を要する作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事する場合には、第2条又は前条第1項の規定による勤務時間のほか、当該作業に従事する時間は、当該職員の勤務時間とする。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第10条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第19条の2第2項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第10条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第19条の2第2項において同じ。）を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員（第3条第3項の規定により勤務

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは、「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

時間を割り振られた職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

3 [略]

(時間外勤務代休時間)

第10条の4 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第14条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条第1項又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第19条の3第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

(介護休暇)

第17条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、第1条の規定の施行の日前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、第1条の規定の施行の日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(第1号任期付研究員の裁量による勤務) 第8条 [略] 2～4 [略] 5 勤務時間条例第3条第2項<u>及び第3項</u>、第4条、第5条、第8条、第9条、第10条の4 <u>並びに</u>第12条の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。	(第1号任期付研究員の裁量による勤務) 第8条 [略] 2～4 [略] 5 勤務時間条例第3条第2項<u>から第4項まで</u>、第4条、第5条、第8条、第9条、第10条の4 <u>及び</u>第12条の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

4 職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第7条 [略] 2・3 [略] 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項、第4条、<u>第5条第1項及び第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条、第5条及び第7条の2第2項の規定に基づく週休日並びに職員勤務時間条例第3条第3項及び職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。	第7条 [略] 2・3 [略] 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項<u>及び第4項</u>、第4条、<u>第5条並びに第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条、第5条及び第7条の2第2項の規定に基づく週休日の日数</u>を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務手当)

第14条 [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項若しくは学校職員勤務時間条例第4条第1項、第3項及び第4項並びに第5条の規定に基づく週休日又は職員勤務時間条例第3条第3項及び職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。第8項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4・5 [略]

(時間外勤務手当)

第14条 [略]

2 [略]

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条又は学校職員勤務時間条例第4条第1項、第3項及び第4項並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。第8項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4・5 [略]

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、職員勤務時間条例第5条又は学校職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第3条第2項及び第3項並びに第4条第1項又は学校職員勤務時間条例第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7・8 [略]

（休日勤務手当）

第15条 [略]

2 [略]

3 [略]

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、職員勤務時間条例第5条又は学校職員勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ職員勤務時間条例第3条第2項から第4項まで及び第4条第1項又は学校職員勤務時間条例第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

7・8 [略]

（休日勤務手当）

第15条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) [略]

(2) 職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員について、祝日法による休日等が職員勤務時間条例第4条、第5条第1項及び第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たる場合 人事委員会規則で定める日

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員勤務時間条例第3条第1項、第4条、第5条第1項及び第8条第2項若しくは学校職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日若しくは職員勤務時間条例第3条第3項及び職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は休日（職員勤務時間

(1) [略]

(2) 職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員について、祝日法による休日等が職員勤務時間条例第4条、第5条及び第8条第2項又は学校職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たる場合 人事委員会規則で定める日

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第9条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職にある職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により職員勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条、第5条並びに第8条第2項若しくは学校職員勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は休日（職員勤務時間条例第11条及び学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（職員勤務時間条例第12条第1項又は学校職員勤務時間条

条例第11条及び学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（職員勤務時間条例第12条第1項又は学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）

（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 [略]

例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2～4 [略]

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和４年宮城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第２項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び附則第４項に	附 則 1 〔略〕 （経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第５条第１項から第４項まで、第６条第１項若しくは第２項（これらの規定を同法附則第<u>９条第３項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第７条第１項から第４項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の職員の退職手当に関する条例（次項及び第４項におい

において「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))とする。

3～8 [略]

て「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))とする。

3～8 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公文書の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成（第4条・第5条）

第2節 行政文書の整理等（第6条―第13条）

第3章 特定歴史行政文書等の保存、利用等（第14条―第34条）

第4章 公文書管理委員会（第35条―第49条）

第5章 雑則（第50条―第54条）

第6章 罰則（第55条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであるとともに、その適正な管理が県民の知る権利を尊重する情報公開制度の基盤となることを踏まえ、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史行政文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目

的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下これらを「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史行政文書等
- (3) 宮城県図書館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 この条例において「歴史行政文書等」とは、歴史資料として重要な行政文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史行政文書等」とは、歴史行政文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第9条第1項又は第5項の規定により宮城県公文書館（以下「公文書館」という。）に移管されたもの

(2) 法人その他の団体（実施機関を除く。以下「法人等」という。）又は個人から公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 行政文書

(2) 特定歴史行政文書等

（他の法令等との関係）

第3条 公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 行政文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関は、第1条の目的の達成に資するため、事案の決定を行うに当たっては、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書によりこれを行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する事案については、実施機関は、文書によることなく事案の決定を行うことができる。この場合において、実施機関の職員は、事案の決定後速やかに、当該決定に係る文書を作成するものとする。

第5条 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、第12条第1項に規定する行政文書管理規程で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

第2節 行政文書の整理等

（整理）

第6条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該実施機関の定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、当該実施機関の定めるところにより、当該ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、当該実施機関の定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「ファイル等」という。）について、保存期間を設定した後速やかに、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）が満了したときの措置として、歴史行政文書等に該当するものにあっては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

6 実施機関は、行政文書の分類に関する基準及び保存期間が満了したときの措置に関する基準を定めなければならない。この場合において、保存期間が満了したときの措置に関する基準については、第11条第1項に規定する行政文書管理指針を参酌して規則その他の実施機関が定める規程により定めるものとする。

（保存）

第7条 実施機関は、ファイル等について、当該ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しな

なければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、災害によるファイル等の滅失、損傷その他の被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な措置を講じなければならない。

(ファイル管理簿)

第8条 実施機関は、ファイル等の管理を適切に行うため、実施機関の定めるところにより、ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第8条第1項に規定する不開示情報及び同条第2項各号に掲げる情報（以下これらを「不開示情報等」という。第13条第2項において同じ。）に該当するものを除く。）を台帳（以下「ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、1年未満の保存期間が設定されたファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、ファイル管理簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(移管又は廃棄)

第9条 実施機関は、ファイル等がその保存期間を満了したときは、第6条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了したファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該ファイル等が歴史行政文書等に該当するか否かについて、宮城県公文書管理委員会（第11条第3項、第29条第2項及び第31条において「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、前項の意見を勘案し、当該ファイル等が歴史行政文書等に該当すると認めるときは、当該ファイル等を保有する実施機関に対

し、当該ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めるものとする。

5 実施機関は、前項の規定による求めがあったときは、当該ファイル等について、当該求めを踏まえて第6条第5項の規定による定めを変更し、当該ファイル等を公文書館に移管しなければならない。

6 実施機関は、第1項又は前項の規定により公文書館に移管するファイル等について、第17条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

7 知事は、ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該ファイル等を保有する実施機関に対し、当該ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

(管理状況の報告等)

第10条 実施機関は、ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 知事は、第1項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、実施機関に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(行政文書管理指針)

第11条 知事は、実施機関における行政文書の管理がこの条例の規定により適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する指針（以下「行政文書管理指針」という。）を定めなければならない。

2 行政文書管理指針には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 作成に関する事項

(2) 整理に関する事項

(3) 保存に関する事項

(4) ファイル管理簿に関する事項

(5) 移管又は廃棄に関する事項

(6) 管理状況の報告に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 知事は、行政文書管理指針を定め、又は変更しようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその意見の聴取を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

4 知事は、行政文書管理指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(行政文書管理規程)

第12条 実施機関は、行政文書管理指針を参酌して、行政文書の管理に関する規程（以下「行政文書管理規程」という。）を定めなければならない。

2 実施機関は、行政文書管理規程を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(行政文書の電子的管理及び利用の促進)

第13条 実施機関は、行政文書について、文書管理情報システム（電子計算機を使用して行政文書の作成、管理等を総合的に行うための情報システムをいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、体系的かつ効率的な管理に努めなければならない。

2 実施機関は、行政文書を利用しようとする者の利便性の向上を図るため、行政文書が電磁的記録である場合（当該行政文書に不開示情報等が記録されている場合にあつては、当該不開示情報等を容易に区分して除くことができる場合に限る。）においては、当該行政文書を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供するよう努めるものとする。

る。

- 3 実施機関は、ファイル等（当該ファイル等が、ファイルである場合にあっては当該ファイルのうち電磁的記録として作成又は取得されたものに限り、単独で管理している行政文書である場合にあってはそれ自体が電磁的記録として作成又は取得されたものに限る。以下この項において同じ。）を保存するときは、当該ファイル等の滅失又は損傷に備え、当該ファイル等を適切に複製し、保存するよう努めなければならない。

第3章 特定歴史行政文書等の保存、利用等

（特定歴史行政文書等の保存等）

第14条 知事は、特定歴史行政文書等について、第27条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 知事は、特定歴史行政文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 前項の場合において、知事は、災害による特定歴史行政文書等の滅失、損傷その他の被害の発生を防止し、又は軽減するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、特定歴史行政文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史行政文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史行政文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な

事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、知事に対し、特定歴史行政文書等の利用を請求することができる。

(利用請求の手続)

第16条 前条の規定による利用の請求（以下「利用請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用請求書」という。）を知事に提出してしなければならない。

- (1) 利用請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 第14条第5項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史行政文書等の名称
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第17条 知事は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- (1) 当該特定歴史行政文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史行政文書等に次に掲げる情報が記録されている場合
 - ア 情報公開条例第8条第1項第1号に掲げる情報
 - イ 情報公開条例第8条第1項第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第8条第1項第3号に掲げる情報

エ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると当該特定歴史行政文書等に移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

オ 県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この項及び第22条第1項において同じ。））、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人（県が設立したものを除く。）その他の公共団体をいう。）の機関（以下この項において「県の機関等」という。）が行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

カ 県の機関等が行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公にすることにより、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

(2) 当該特定歴史行政文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定歴史行政文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、利用請求に係る特定歴史行政文書等が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史行政文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史行政文書等に第9条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第1項第1号及び第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからカまでに掲げる情報又は同項第2号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第18条 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、当該規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史行政文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史行政文書等につき当該規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する措置)

第19条 知事は、利用請求に係る特定歴史行政文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、利用請求があった日に特定歴史行政文書等の全部を利用させる旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史行政文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第20条 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第16条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長する

ことができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第21条 利用請求に係る特定歴史行政文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史行政文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史行政文書等については相当の期間内に利用決定等をするれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史行政文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 利用請求に係る特定歴史行政文書等に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外の者（以下この条、第32条第3号及び第34条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史行政文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史行政文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第8条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史行政文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、

当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史行政文書等であって第17条第1項第1号エに該当するものとして第9条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史行政文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史行政文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史行政文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史行政文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第31条第1項第2号及び第32条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第23条 知事が特定歴史行政文書等を利用させる場合には、文書（電磁的記録を除く。）については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史行政文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史行政文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第24条 写しの交付その他の物品の供与の方法により特定歴史行政文書等を利用する者は、規則で定めるところにより、当該物品の供与に要する費用を負担しなければならない。

（利用の促進）

第25条 知事は、特定歴史行政文書等（第17条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第26条 特定歴史行政文書等を移管した実施機関が知事に対してそれぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史行政文書等について利用請求をした場合には、第17条第1項第1号の規定は、適用しない。

（特定歴史行政文書等の廃棄）

第27条 知事は、特定歴史行政文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

第28条 知事は、特定歴史行政文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（特定歴史行政文書等の保存等に関する定め）

第29条 知事は、特定歴史行政文書等の保存、利用及び廃棄が第14条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、次に掲げる事項を規定した特定歴史行政文書等の保存等に関する定めを設けなければならない。

- （1） 保存に関する事項
- （2） 第24条に規定する費用負担その他一般の利用に関する事項
- （3） 特定歴史行政文書等を移管した実施機関による当該特定歴史行政文書等の利用に関する事項
- （4） 廃棄に関する事項
- （5） 保存及び利用の状況の公表に関する事項

2 知事は、前項の定めを設け、又は変更しようとするときは、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会がその意見の聴取を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

3 知事は、第1項の定めを設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(審理員に関する規定の適用除外)

第30条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(委員会への諮問等)

第31条 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があった場合は、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委員会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史行政文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史行政文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の場合において、知事は、委員会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

(諮問をした旨の通知)

第32条 知事は、前条第1項の規定による諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 前条第1項の審査請求に係る特定歴史行政文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加

人である場合を除く。)

(答申の尊重)

第33条 知事は、第31条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の審査請求についての裁決を行わなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第34条 第22条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史行政文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史行政文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史行政文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 公文書管理委員会

(設置)

第35条 知事の諮問等に応じ、公文書の管理に関する重要事項を調査審議するため、宮城県公文書管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(組織)

第36条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、公文書の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第37条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第38条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第39条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会への諮問)

第40条 知事は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

(1) この条例に基づく規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

(2) 第27条の規定により、特定歴史行政文書等として保存されている文書を廃棄しようとするとき。

(寄贈又は寄託される文書の受入れ)

第41条 知事は、第2条第4項第2号の規定による寄贈又は寄託を受けるに当たっては、当該寄贈又は寄託に係る文書が歴史行政文書等に該当するか否かについて、委員会の意見を聴かなければならない。

(委員会の調査権限)

第42条 委員会は、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史行政文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、委員会に対し、その提示された特定歴史行政文書等の利用を求めることができない。

2 知事は、委員会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 委員会は、第31条第2項の規定により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、知事に対し、利用決定等に係る特定歴史行政文書等に記録されている情報の内容を委員会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、委員会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、委員会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は知事（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第43条 委員会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第44条 審査請求人等は、委員会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第45条 委員会は、第42条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、委員会に対し、委員会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を委員会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、委員会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 委員会は、第1項の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 委員会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（審査請求に関する調査審議の会議の非公開）

第46条 第31条第1項の規定による諮問に応じて委員会が調査審議する会議は、公開しない。

（答申書の送付等）

第47条 委員会は、第31条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第48条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第49条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第5章 雑則

(刑事訴訟に関する書類等の取扱い)

第50条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下「訴訟書類」という。）については、第2章及び第3章の規定は適用しない。

2 実施機関は、訴訟書類のうち歴史行政文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、訴訟書類が歴史行政文書等に該当すると認めるときは、知事と協議し、当該訴訟書類を公文書館に移管することができる。

この場合において、当該訴訟書類については、特定歴史行政文書等とみなして、第3章の規定を適用する。

4 実施機関は、前項の規定により公文書館に移管する訴訟書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 前項の規定により意見が付された訴訟書類について利用請求があったときは、知事は、第17条の規定にかかわらず、その利用の制限を行うものとする。

6 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は適用しない。

(研修)

第51条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史行政文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上さ

せるために必要な研修を行うものとする。

(出資団体等の文書管理)

第52条 県から出資、出えん又は補助金等（補助金、交付金、負担金又は委託料をいう。）の交付を受けた団体（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。）のうち規則で定めるもの（次項において「出資団体等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資団体等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(指定管理者の文書管理)

第53条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。）の管理を行う指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、県が設置する公の施設の管理を行う指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(委任)

第54条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第55条 第48条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4章（第40条第2号及び第41条から第47条までを除く。）及び第6章並びに次項及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第6条第6項に規定する行政文書の分類に関する基準及び保存期間が満了したときの措置に関する基準、第11条第1項に規定する行政文書管理指針、第12条第1項に規定する行政文書管理規程並びに第29条第1項に規定する特定歴史行政文書等の保存等に関する定め、策定その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 第2章の規定は、作成し、又は取得した日が施行日以後である行政文書について適用する。

4 この条例の施行の際現に実施機関が保存している行政文書については、第6条から第10条までの規定の例により管理するものとする。

5 この条例の施行の際現に公文書館において保存されている歴史行政文書等及び作成し、又は取得した日が施行日前である行政文書のうち歴史行政文書等に相当するものであって施行日から施行日以後1年を経過する日までの間に公文書館において保存されることとされているものについては、特定歴史行政文書等とみなす。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第1条、第2条、第7条関係）				別表（第1条、第2条、第7条関係）			
名	称	報	酬	名	称	報	酬
		額	旅 費			額	旅 費

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県循環器病対策推進協議会の委員	出席1回につき	11,900円	6	級	
宮城県公文書管理委員会の委員	出席1回につき	11,900円	6	級	

(情報公開条例の一部改正)

7 情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当	(定義) 第2条 [略] 2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。</u>次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該

該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書の管理に関する条例（令和7年宮城県条例第45号）第2条第4項に規定する特定歴史行政文書等

(3) 宮城県図書館その他の規則で定める施設において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

3 この条例において「行政文書の開示」とは、文書（電磁的記録を除く。）を閲覧又は写しの交付により、電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

（手数料等）

第13条 [略]

2 第4条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付その他の物品の供

実施機関が保有しているものをいう。

3 この条例において「行政文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

（手数料等）

第13条 [略]

2 第4条の行政文書の開示又は第30条第2項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受け

与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第18条 [略]

2 [略]

3 [略]

第35条 削除

るものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第18条 [略]

2 [略]

3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

4 [略]

(行政文書の管理)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の行政文書の管理に関する定めにおいては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管

理に関する必要な事項について定めるものとする。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者等は、次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下こ	(育児又は介護を行う学校職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者等は、次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下こ

の項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託さ

の項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該学校職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、学校職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

- 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託さ

れている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項、次条第1項から第3項まで及び第17条の2第2項において同じ。)を養育」とあるのは、

「第15条第1項に規定する要介護者のある学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他県人事委員会の規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により県人事委員会の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者等が、県人事委員会の規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと

れている児童その他これらに準ずる者として県人事委員会の規則で定める者を含む。以下この項及び第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある学校職員が、県人事委員会の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 [略]

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、学校職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他県人事委員会の規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により県人事委員会の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者等が、県人事委員会の規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごと

に、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

（妊娠又は出産等についての申出をした学校職員等に対する措置等）

第17条の2 任命権者等は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定によ

に、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 [略]

る申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者等は、3歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、県人事委員会の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するた

めの措置

3 任命権者等は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第17条の3 任命権者等は、学校職員が当該任命権者等に対し、配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者等は、学校職員に対して、当該学校職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第17条の2 任命権者等は、職員が当該任命権者等に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者等は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の4</u> [略] (1) <u>学校職員</u>に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2)・(3) [略]	(勤務環境の整備に関する措置) <u>第17条の3</u> [略] (1) <u>職員</u>に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2)・(3) [略]
--	--

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮城県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則<u>第9条第2項</u>の規	附 則 1 [略] (経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則<u>第9条第3項</u>の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)であって改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)であって改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項に規定する任命権者等は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年宮城県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給品の品目、員数及び使用期間） 第2条　〔略〕 2　任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については<u>長袖</u>、<u>半袖</u>各2着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 （貸与品の品目及び員数） 第3条　〔略〕 （1）～（6）　〔略〕 （7）　<u>拳銃</u>	（支給品の品目、員数及び使用期間） 第2条　〔略〕 2　任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン<u>又は夏服スカート</u>については2着、夏服上衣については<u>長そで</u>、<u>半そで</u>各2着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 （貸与品の品目及び員数） 第3条　〔略〕 （1）～（6）　〔略〕 （7）　<u>けん銃</u>

(8) [略]

(9) 拳銃つりひも

(滅失、毀損の場合)

第6条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し又は毀損した場合には、その滅失し又は毀損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し又はその滅失し若しくは毀損した貸与品に代る貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し又は毀損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。

(8) [略]

(9) けん銃つりひも

(滅失、き損の場合)

第6条 警察官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し又はき損した場合には、その滅失し又はき損した支給品の品目及び員数と同一の品目及び員数の支給品を支給し又はその滅失し若しくはき損した貸与品に代る貸与品を貸与するものとする。但し、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、その者は滅失し又はき損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに本部長の定める額を弁償しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(手数料の徴収)			(手数料の徴収)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
56 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この項において「車庫法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付又は通知を行うべきことを申請する者	[略]	[略]	56 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所を確保していることを証する書面の交付又は通知を行うべきことを申請する者	[略]	[略]
57 削除			57 <u>車庫法第6条第1項又は第3項（車庫法第7条第2項（車庫法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付又は再交付を申請する者</u>	<u>申請するとき（車庫法第4条第1項ただし書の申請に併せて車庫法第6条第1項の規定に基づく交付を申請する者にあつては、納付情報を得たとき）</u>	<u>600円</u>

	[略]		[略]		[略]
備考	[略]				

2 ～ 4 [略]

(手数料の減免)

第5条 [略]

2 [略]

3 知事は、第2条第1項の表56の項の左欄に掲げる者が国又は地方公共団体である場合には、同項の右欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

	[略]		[略]		[略]
備考	[略]				

2 ～ 4 [略]

(手数料の減免)

第5条 [略]

2 [略]

3 知事は、第2条第1項の表56の項又は57の項の左欄に掲げる者が国又は地方公共団体である場合には、同表56の項又は57の項の右欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例の一部を改正する条例

第1条 宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第11条の6 〔略〕 2～6 〔略〕 7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第102条の13第1項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは「、前月」と、「<u>その他の</u>」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行った附則第11条の6第4項から第6項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量<u>その他の</u>」とする。	附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第11条の6 〔略〕 2～6 〔略〕 7 前3項の規定の適用がある場合における第2項において準用する第102条の13第1項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは「、前月」と、「<u>その他</u>」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行った附則第11条の6第4項から第6項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量<u>その他</u>」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第11条の12 [略]

2・3 [略]

4 乗用車（法施行規則附則第4条の11第11項に規定するものに限る。）、バス（同条第12項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（法施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第10項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第11条の12 [略]

2・3 [略]

4 乗用車（法施行規則附則第4条の11第11項で定めるものに限る。）、バス（法施行規則附則第4条の11第12項で定めるものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が3.5トンを超えるトラック（法施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）であって、同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則附則第4条の11第10項で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第104条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和9年3月31日までに行われたときに限り、同条中「と

から175万円を控除して得た額」とする。

5 [略]

(自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3)～(6) [略]

いう。）」とあるのは、「という。）から175万円を控除して得た額」とする。

5 [略]

(自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法施行規則附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は同号ロで定める平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法施行規則附則第5条の2第2項で定めるもの

(3)～(6) [略]

3 [略]	3 [略]
-------	-------

第2条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(軽油引取税のみなす課税) 第99条 [略] 2・3 [略] 4 県は、<u>円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令第43条の4の2に規定するものをいう。）</u>に基づき<u>締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。</u>第101条の2及び第102条の17第9項において同じ。）が公用に供する	(軽油引取税のみなす課税) 第99条 [略] 2・3 [略] 4 県は、<u>日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。</u>第101条の2及び第102条の17第9項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税の課税免除）

第101条の2 県は、締約国軍隊が、第99条第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第98条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（製造等の承認を受ける義務等）

第102条の17 [略]

2～8 [略]

9 締約国軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1項（第4

（軽油引取税の課税免除）

第101条の2 県は、オーストラリア軍隊が、第99条第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第98条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（製造等の承認を受ける義務等）

第102条の17 [略]

2～8 [略]

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第1

号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第11条の6 [略]

2～4 [略]

5 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第10条の2の2第13項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第99条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを

項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例)

第11条の6 [略]

2～4 [略]

5 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第10条の2の2第12項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第99条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

6 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げる軽油の引取りを

行った<u>締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であって我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち令附則第10条の2の2第2項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）</u>の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第99条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。 7 [略]	行った<u>オーストラリア軍隊</u>の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第99条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。 7 [略]
--	---

第3条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第16条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第164条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この条において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第10項に規

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第16条 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第164条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この条において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規

定する狩猟期間をいう。以下この条において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2・3 [略]	定する狩猟期間をいう。以下この条において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。 2・3 [略]
---	---

第4条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所得控除) 第24条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、<u>特定親族特別控除額</u>及び基礎控除額を控除する。	(所得控除) 第24条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

附 則

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第24条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、附則第19条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

附 則

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第24条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、附則第19条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨

時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、同条の規定を適用する。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令

時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、同条の規定を適用する。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令

附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第19条の2の規定を適用する。 3 [略]	附則第27条の2第2項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第19条の2の規定を適用する。 3 [略]
---	---

第5条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (法人の県民税の特定寄附金税額控除) 第7条の3 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和10年3月31日までの間に、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下この	附 則 (法人の県民税の特定寄附金税額控除) 第7条の3 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和10年3月31日までの間に、地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下この

条において「認定地方公共団体」という。) に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額(同条第43項(同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定を適用しないで計算した金額とする。)から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損

条において「認定地方公共団体」という。) に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)に関連する寄附金(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。)を支出した場合には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「寄附金支出事業年度」という。)の法第53条第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第34項又は第35項の規定により申告納付すべき県民税の法人税割額(同条第43項(同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定を適用しないで計算した金額とする。)から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額(当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損

金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に^{あん}按分して計算した金額)の100分の5.7に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第53条第36項から第38項まで、第42項(同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)、第43項、第49項及び第50項(同条第51項(同条第52項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額(当該法人税割額のうちに法人税法第89条(同法第145条の13において準用する場合を含む。))の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

金の額に算入されるものに限る。)の合計額(他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、当該合計額を法第57条第1項の規定による県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に^{あん}按分して計算した金額)の100分の5.7に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに法第53条第36項から第38項まで、第42項(同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。)、第43項、第49項及び第50項(同条第51項(同条第52項において準用する場合を含む。))の規定によりみなして適用する場合及び同項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないで計算した場合の県民税の法人税割額(当該法人税割額のうちに法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。))の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の県民税の法人税割額とする。)の100分の20に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該100分の20に相当する金額とする。

2 [略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日又は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第3条の規定 公布の日又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日のいずれか遅い日

(4) 第5条の規定 令和8年4月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第4条の規定による改正後の宮城県県税条例第24条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第99条第4項及び第101条の2の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（宮城県県税条例第98条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行

日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

4 新条例第102条の17第9項の規定は、2号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、2号施行日前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

5 新条例附則第11条の6第6項の規定は、2号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成6年宮城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の免除） 第2条 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する産業振興促進区域（以下単に「産業振興促進区域」という。）内において、同号イに規定する特別償却設備（以下単に「特別償却設備」という。）を同号イに規定する公示日（以下単に「公示日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの間（以下「課税免除対象設備取得期間」という。）に新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の<u>所得</u>（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち	（事業税の免除） 第2条 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「省令」という。）第2条第1号イに規定する産業振興促進区域（以下単に「産業振興促進区域」という。）内において、同号イに規定する特別償却設備（以下単に「特別償却設備」という。）を同号イに規定する公示日（以下単に「公示日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの間（以下「課税免除対象設備取得期間」という。）に新設し、又は増設した者については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の<u>所得金額又は収入金額</u>（事業税の課税標準額となるものをいう。以下

当該特別償却設備に係るものとして省令第3条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

第3条 産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は同法第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、公示日の属する年以後の各年のその者の所得に対して課する事業税（最初に事業税を課することとなる年以後5年以内において課するものに限る。）を免除する。

（免除の申請）

第6条 [略]

2 [略]

同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

第3条 産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は同法第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税（最初に事業税を課することとなる年以後5年以内において課するものに限る。）を免除する。

（免除の申請）

第6条 [略]

2 [略]

3 第4条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、特別償却設備である家屋を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の<u>所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）</u>に対して課する事業税に関する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。 (1)～(4) [略]	3 第4条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が必要と認める書類を添付して、特別償却設備である家屋を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の<u>所得金額又は収入金額</u>に対して課する事業税に関する申告期限までに県税事務所に提出しなければならない。 (1)～(4) [略]
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第2条、第4条及び第5条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条又は第4条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第6条第1項又は第3項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（平成14年宮城県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の不均一課税） 第2条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号。以下「省令」という。） 第1条第1項第1号に規定する<u>対象設備</u>を法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和9年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者について、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の<u>所得</u>（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県県税条例（昭和	（事業税の不均一課税） 第2条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号。以下「省令」という。） 第1条第1項第1号に規定する<u>製造業等の用に供する設備を構成する減価償却資産のうちに同条第2項に規定する対象設備</u>（以下単に「対象設備」という。）を含むもの（以下「特定設備」という。）を法第3条第3項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者について、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3箇年の間の各年又は各事業年度の<u>所得金額</u>（事業税の課税標準

25年宮城県条例第42号) 第41条、第47条並びに附則第10条の2及び第10条の2の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 対象期間内に対象設備を新設し、又は増設した者について、当該対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、宮城県県税条例第54条及び附則第10条の8の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県県税条例(昭和25年宮城県条例第42号)第41条、第47条並びに附則第10条の2及び第10条の2の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(不動産取得税の不均一課税)

第3条 対象期間内に特定設備を新設し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、宮城県県税条例第54条及び附則第10条の8の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(固定資産税の不均一課税)

第4条 対象期間内に対象設備を新設し、又は増設した者について、当該対象設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である大規模の償却資産（公示日以後の取得に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該対象設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、宮城県県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

(固定資産税の不均一課税)

第4条 対象期間内に特定設備を新設し、又は増設した者について、当該新設し、又は増設した対象設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である大規模の償却資産（公示日以後の取得に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、当該対象設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後3箇年度に限り、宮城県県税条例第138条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第2条から第4条までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条又は第3条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例第5条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、同条の規定に

よる申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年宮城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業税の免除） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等（以下単に「対象施設等」という。）を同号に規定する認定日（以下単に「認定日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項又は法第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって対象期間に当該指定事業者として指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）	（事業税の免除） 第2条 特定復興産業集積区域の区域内において、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する対象施設等（以下単に「対象施設等」という。）を同号に規定する認定日（以下単に「認定日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項又は法第39条第1項に規定する指定事業者に該当するものであって対象期間に当該指定事業者として指定を受けたもの（以下「指定事業者」という。）

に限る。)については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後5箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設等に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

に限る。)については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後5箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設等に係るものとして省令第2条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税を免除する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第2条から第4条までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条又は第3条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第5条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例（平成28年宮城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（不動産取得税の免除） 第2条 平成28年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧特区法」という。）第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）によ	（不動産取得税の免除） 第2条 平成28年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号。以下「集団移転促進法」という。）第2条第2項に規定する集団移転促進事業（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧特区法」という。）第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。）によ

り当該復興整備計画を作成した旧特区法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。)の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域(東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。)内の土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした者については、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

り当該復興整備計画を作成した旧特区法第46条第1項に規定する被災関連市町村が取得した集団移転促進法第2条第1項に規定する移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。)の用に供するため、当該復興整備事業の実施区域(東日本大震災復興特別区域法第64条第1項の規定により同項の届出対象区域として指定された区域に限る。)内の土地に関する権利を当該被災関連市町村に対し交換により譲渡し、かつ、当該交換により当該被災関連市町村の有する当該実施区域外の土地の取得をした者については、当該土地の取得に対して課する不動産取得税を免除する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第2条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第2条の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者に係る新条例第3条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出

期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して30日を経過した日とする。

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

第1条 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年宮城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 [略] (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円62銭</u>に その5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>41万9,000円</u>を 加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未 満の端数がある場合には、1銭に切り上げる。) (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第11条 [略] (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である 場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第8条 [略] (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u>に その5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>38万6,500円</u>を 加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未 満の端数がある場合には、1銭に切り上げる。) (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第11条 [略] (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である 場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金

額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）	額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。）
--	--

第2条 県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員及び知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用並	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、県議会議員及び知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用並

びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（知事選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」と総称する。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の県議会議員及び知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の県議会議員及び知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前					
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）					
財産の 種類	使用の目的	使 用 料 （年 額）		財産の 種類	使用の目的	使 用 料 （年 額）			
土 地	〔略〕	〔略〕		土 地	〔略〕	〔略〕			
	3 維持管理 に地表を 使用する 管類の地 下埋設	外径が0.4メ ートル未満 のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては		320円 60円	3 維持管理 に地表を 使用する 管類の地 下埋設	外径が0.4メ ートル未満 のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては	220円 60円
		外径が0.4メ ートル以上 1メートル 未満のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては		650円 130円		外径が0.4メ ートル以上 1メートル 未満のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては	440円 130円
		外径が1メ ートル以上 のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては		1,230円 240円		外径が1メ ートル以上 のもの	1メートルにつき 宅地、田畑にあつては 山林にあつては	820円 240円
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕			
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕			
備考 〔略〕				備考 〔略〕					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

クレー射撃場条例の一部を改正する条例

クレー射撃場条例（平成11年宮城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
別表（第10条関係） (1) [略] <table> <tr> <th>施 設 区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> <tr> <td>射撃場</td><td>1 人 1 日 <u>600円</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 備考 [略] (2) [略] <table> <tr> <th>標 的 放 出 機 の 区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> <tr> <td>トラップ射撃用標的放出機</td><td>標的 1 枚につき <u>80円</u></td></tr> <tr> <td>スキート射撃用標的放出機</td><td>標的 1 枚につき <u>80円</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	施 設 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	射撃場	1 人 1 日 <u>600円</u>	[略]	[略]	標 的 放 出 機 の 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	トラップ射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>80円</u>	スキート射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>80円</u>	[略]	[略]	別表（第10条関係） (1) [略] <table> <tr> <th>施 設 区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> <tr> <td>射撃場</td><td>1 人 1 日 <u>300円</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table> 備考 [略] (2) [略] <table> <tr> <th>標 的 放 出 機 の 区 分</th><th>利 用 料 金 の 基 準 額</th></tr> <tr> <td>トラップ射撃用標的放出機</td><td>標的 1 枚につき <u>40円</u></td></tr> <tr> <td>スキート射撃用標的放出機</td><td>標的 1 枚につき <u>40円</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> </table>	施 設 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	射撃場	1 人 1 日 <u>300円</u>	[略]	[略]	標 的 放 出 機 の 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額	トラップ射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>40円</u>	スキート射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>40円</u>	[略]	[略]
施 設 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																												
射撃場	1 人 1 日 <u>600円</u>																												
[略]	[略]																												
標 的 放 出 機 の 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																												
トラップ射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>80円</u>																												
スキート射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>80円</u>																												
[略]	[略]																												
施 設 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																												
射撃場	1 人 1 日 <u>300円</u>																												
[略]	[略]																												
標 的 放 出 機 の 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額																												
トラップ射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>40円</u>																												
スキート射撃用標的放出機	標的 1 枚につき <u>40円</u>																												
[略]	[略]																												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（インターネット上の情報に係る自主規制等） 第16条　〔略〕 2　〔略〕 3　端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供す	（インターネット上の情報に係る自主規制等） 第16条　〔略〕 2　〔略〕 3　端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）に関する情報その他必要な情報を提供す

るように努めなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第33条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 麻薬又は覚醒剤の使用

(4)～(6) [略]

るように努めなければならない。

(場所の提供等の禁止)

第33条 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用

(4)～(6) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成25年宮城県条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>市 町 村 の 区 域</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>石巻市</td><td><u>368人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>白石市</td><td><u>109人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>角田市</td><td><u>90人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>栗原市</td><td><u>279人</u></td></tr> <tr> <td>東松島市</td><td><u>85人</u></td></tr> <tr> <td>大崎市</td><td><u>335人</u></td></tr> <tr> <td>富谷市</td><td><u>77人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>柴田郡大河原町</td><td><u>58人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>柴田郡柴田町</td><td><u>82人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	市 町 村 の 区 域	定 数	石巻市	<u>368人</u>	〔略〕	〔略〕	白石市	<u>109人</u>	〔略〕	〔略〕	角田市	<u>90人</u>	〔略〕	〔略〕	栗原市	<u>279人</u>	東松島市	<u>85人</u>	大崎市	<u>335人</u>	富谷市	<u>77人</u>	〔略〕	〔略〕	柴田郡大河原町	<u>58人</u>	〔略〕	〔略〕	柴田郡柴田町	<u>82人</u>	〔略〕	〔略〕	民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>市 町 村 の 区 域</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>石巻市</td><td><u>369人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>白石市</td><td><u>108人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>角田市</td><td><u>88人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>栗原市</td><td><u>276人</u></td></tr> <tr> <td>東松島市</td><td><u>84人</u></td></tr> <tr> <td>大崎市</td><td><u>338人</u></td></tr> <tr> <td>富谷市</td><td><u>72人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>柴田郡大河原町</td><td><u>56人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>柴田郡柴田町</td><td><u>83人</u></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	市 町 村 の 区 域	定 数	石巻市	<u>369人</u>	〔略〕	〔略〕	白石市	<u>108人</u>	〔略〕	〔略〕	角田市	<u>88人</u>	〔略〕	〔略〕	栗原市	<u>276人</u>	東松島市	<u>84人</u>	大崎市	<u>338人</u>	富谷市	<u>72人</u>	〔略〕	〔略〕	柴田郡大河原町	<u>56人</u>	〔略〕	〔略〕	柴田郡柴田町	<u>83人</u>	〔略〕	〔略〕
市 町 村 の 区 域	定 数																																																																
石巻市	<u>368人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
白石市	<u>109人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
角田市	<u>90人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
栗原市	<u>279人</u>																																																																
東松島市	<u>85人</u>																																																																
大崎市	<u>335人</u>																																																																
富谷市	<u>77人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
柴田郡大河原町	<u>58人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
柴田郡柴田町	<u>82人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
市 町 村 の 区 域	定 数																																																																
石巻市	<u>369人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
白石市	<u>108人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
角田市	<u>88人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
栗原市	<u>276人</u>																																																																
東松島市	<u>84人</u>																																																																
大崎市	<u>338人</u>																																																																
富谷市	<u>72人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
柴田郡大河原町	<u>56人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																
柴田郡柴田町	<u>83人</u>																																																																
〔略〕	〔略〕																																																																

亘理郡山元町	<u>39人</u>	亘理郡山元町	<u>37人</u>
宮城郡松島町	<u>38人</u>	宮城郡松島町	<u>40人</u>
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城郡利府町	<u>50人</u>	宮城郡利府町	<u>49人</u>
黒川郡大和町	<u>55人</u>	黒川郡大和町	<u>54人</u>
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
本吉郡南三陸町	<u>52人</u>	本吉郡南三陸町	<u>48人</u>

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。